

平成 31 年第 1 回定例会 環境農政常任委員会

平成 31 年 3 月 1 日

亀井委員

まず、第 3 回の定例会で質問させていただいたソーラーシェアリングの積極的な導入について、今回最後の委員会ということもあるので、その後の状況と今後の取組について、何点かお聞きしたいと思っています。

まずはじめに、県内におけるソーラーシェアリングの導入件数、今現在どうなりましたか。

農地課長

県内の現在のソーラーシェアリングの導入件数でございますが、1 月末現在で 28 件、その後 2 月末に 1 件の許可がありまして、合計 29 件となっております。

亀井委員

今年度は何基設置されましたか。

農地課長

昨年度末の設置件数が 22 件ですので、今年度の県内のソーラーシェアリングの導入件数は 7 件でございます。

亀井委員

7 件という数字ですけれども、平成 32 年度末までに設置件数 100 件にするのだと、私が予算委員会の際に、前環境農政局長から大きな声でお答えいただいたのを記憶しているのですけれども、目標達成についてどのように考えていますか。

農地課長

現在 29 件ということで、目標達成まであと 71 件の設置が必要となっております。昨年 10 月から 11 月にかけて、県内の 6 市の農地所有者約 9,500 軒を対象といたしまして、農地の事業意向調査に併せまして、ソーラーシェアリングに関するリーフレットを同封し、周知を図るとともに、導入の意向についてのアンケート調査を実施しました。県内の農地所有者の方には、まだまだソーラーシェアリングについて御存じでない方も多いと思われそうですが、アンケート調査を実施した後、各農業委員会においてソーラーシェアリングに関する問合せが増えてきていると伺っておりますので、今回リーフレットをお送りしたことによりまして、ある程度の周知が図れたものと考えております。

今後は、ソーラーシェアリング導入に興味を持たれた方に対しまして、産業労働局と共に働き掛けを行うことによりまして、目標数値の達成に取り組んでいきたいと考えております。

亀井委員

このソーラーシェアリングについては、アンケートの様式に関しては資料要求もさせていただいて、作りもどうなのかという話をしました。その結果、どうなったのですか。

農地課長

今年度のアンケートの対象は、平塚市、秦野市、伊勢原市、藤沢市、小田原

市、南足柄市の6市の農業振興地域内に農地を所有する農家及び土地持ち非農家の方を対象に、9,500軒送付させていただきました。そのうち4,061軒の方から回答がございました。回収率は約43%となっています。

ソーラーシェアリングに関する設問につきましては、ソーラーシェアリングに興味がありますか、ソーラーシェアリングに関する案内を希望しますか、と2問設けさせていただいております。

回答がありました4,061軒のうち、ソーラーシェアリングに対する興味の有無につきましては、興味があるとの回答が927軒ありまして、回答者の約23%となっております。

また、ソーラーシェアリングに関する案内の希望の有無につきましては、希望するとの回答が605軒ございまして、回答者の約15%となっております。

亀井委員

アンケートの結果は、想定していた数字よりも桁が一つ違うぐらいの数字で、非常に良い数字が出たと思うのです。今こういったアンケート結果が出て、興味があるという方が927軒もいらっしゃる。ソーラーシェアリングをやりたいと希望している農家が605軒もいらっしゃるということなので、このアンケートの結果をしっかりと利用していかなければいけないと思っているのですが今後、どのように利用していくのか、具体的にお話を聞かせていただけますか。

農地課長

今年度のアンケートの結果につきましては、既に産業労働局に情報提供させていただいております。あわせて速やかに案内の送付を希望された約600名の方に、ソーラーシェアリングに関する資料を送付してもらうよう依頼したところでございます。

また、その際には農地の一時転用の手続ですとか、各市町村の農業委員会や県の農地課が相談窓口であることを案内する資料を同封しまして、農地所有者のソーラーシェアリングの導入につなげていきたいと考えております。

さらに、産業労働局で開催しておりますセミナーや説明会の場に農地課の職員も出席させていただきまして、農地転用許可申請の仕組みですとか、窓口について説明するとともに県内のソーラーシェアリング導入事例で栽培されている作物を案内するなど、産業労働局と相互に連携協力してソーラーシェアリングの実施に取り組んでいきたいと考えております。

亀井委員

特に、セミナーなどをやったときに、産業労働局のエネルギー課だけしかいなかったということにならないように、是非お願いしたいのです。クロス施策の典型例だと思っているので、環境農政局の方が主催というか主体に動いていただかないと、なかなかできないと思いますので、よろしく願いいたします。

今後のスマートエネルギー計画の目標が100件なのですが、これに向けてどのように行動していきますか。

農地課長

今年度のアンケートの結果から、ソーラーシェアリングにつきまして興味があり、資料の送付を希望する農地所有者の把握ができました。今後、来年度、再来年度にかけて、残りの市町の農地所有者に同様のアンケートを行い、

さらにソーラーシェアリングの周知及び興味がある農地所有者の把握ができるものと考えております。

ソーラーシェアリングを取り巻く情勢としまして、売電価格が年々下落を続けているなど厳しい面もございますが、農外収入を増加させることによって農家の経営安定を図る見地からも、産業労働局と連携しながら、アンケート調査の結果を活用しまして、資料の送付を希望する農地所有者の方に積極的に働き掛けを行いまして、計画の目標を達成したいと考えております。

亀井委員

今の太陽光発電に関しては、状況がどんどん厳しくなっていてきてまして、そのような中、売電収入と農業収入と二つの収入を得るということもあるので、是非積極的にお願いしたいと思います。もう厳しい条件になりつつあるから迅速にやった方がいいと思うのです。迅速にやって、さらにアンケートのつくりもしっかり書いていただくと、周りの人たちも、私のところもやってみようかなど、多分なると思うのです。

そうなってくると、目標の100件には、多分平成32年度末までには達成できるかと思うのですが、605軒の希望者があって、興味のあるのも1,000軒ぐらいあるのですが、目標を増やしてみませんか。

農地課長

委員、御指摘のとおり、今回のアンケート調査では、相当な数の方がソーラーシェアリングに興味をお持ちだという結果が出ました。今後は、ほかの地域でもアンケートを行いつつ、ソーラーシェアリングに関する案内の送付を希望している方に産業労働局と連携して導入を働き掛け、実際の導入につなげていくことが重要だと思っております。

目標数値の見直しにつきましては、今回の調査結果や導入の働き掛けの中で分かってくる課題などを考慮しながら、検討させていただきたいと考えておりますが、働き掛けに関しましては、100件としている目標にとらわれることなく、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

亀井委員

100件の目標にとらわれることなく、と言いましたけれども、100件は最低ラインですから。是非それをクリアした上でということをお願いします。

次の質問なのですが、水源環境保全・再生の取組について、何点かこれもお聞きしていきたいと思っております。

基本的なところから少しお聞きしたいと思っておりますが、まず、この水源環境保全・再生の取組の当初の超過課税額、想定していた課税額というのは、どのぐらいの額を想定していたのですか。

水源環境保全課長

超過課税は平成19年度から個人県民税に上乘せという形でやらせていただいております。税率から申し上げますと、均等割の部分でプラス300円、あと所得割でプラス0.025%ということで、現時点で納税者一人当たり約890円頂いております。当初の想定といたしましては、当時の納税者の数等を勘案いたしまして、大体、年間40億円規模で予定をしておりました。

亀井委員

第3期のかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の合計金額が、大体200億円なので、大体40億円というのは分かるのですが、今回の資料を見ますと、前年度末基金残高からの繰入額が4億5,000万円もあるのです。これだけの繰入額ということについては、どのように考えていますか。

水源環境保全課長

基金残高が発生する理由といたしまして、二つあるかと考えています。

1点は、毎年度税収が変動するという点、あともう一点は、執行面でありましてけれども入札残等がある、また屋外での作業が中心になりますので、天候の影響等で事業が一部実施できない、こういったことによる執行残が生じる、こういったところから事業費が減額になるという、この2点があろうかと思えます。

お尋ねの基金残高についてでございますけれども、一番この繰入れが多かったのが、平成26年と平成27年度、それぞれ5億1,000万円程度、基金残高の繰入れがございました。この平成26年度、平成27年度がありました第2期の5か年計画ですけれども、この5箇年の総計で見ますと、事業費の総額が約199億5,000万円程度。その間の税収、頂いた額が約199億6,000万円ということで、この実行5か年計画の中では、均衡がとれていると考えています。

ただ、今回4億円という基金残高の繰入れということで計上させていただいておりますので、言うまでもなく、この水源環境保全・再生施策、県民の方々へ特別な御負担をいただいて、これを財源に組み込んでおりますので、多額の残額が生じないように、毎年度しっかり計画を立てて取り組んでいかなければならないと考えています。

亀井委員

この要因について、例えば、4億円の繰入額があり、5年間で20億円というお金が残るとしたら、この20億円はどのように使いますか。

水源環境保全課長

税収の変動で、今回単年度で4億円という形で出させていただきますけれども、今お話しになりました、毎年4億円程度が残額として残るというものではございません。これまでの残額等が、執行額と税収の変動の中で、それぞれ年度によって残額の変動がありますけれども、その積み重ねの中で、今回平成30年度から平成31年度にかけては4億円となっております。

亀井委員

仮定の話なので、こういう状態が続いて、約20億円の余剰資金が出たときにどうやって使いますかという話なのです。

水源環境保全課長

仮に20億円の余剰額が出たということ、これは今後3期の5か年計画、残り3年ございます。また、大綱期間10年間という中で、最後4期の5箇年の中で残り8年間でございますけれども、現時点では余剰額が生じるという想定の中で事業を組むということはないと考えております。それについては、想定している趣旨に基づいた事業費を組んでいくということが、やはり大事だと考えています。

その中で、本来であれば、その大綱期間の中で、頂いたものをきちんと使って、事業の目的を果たしていくということになろうかと思えますけれども、そこで仮に残高が最終的に生じたときには、その扱いについて、その大綱期間終了の年度で、検討させていただくことということになろうかと考えております。

亀井委員

額が増えたときには用途を増やすか、若しくは税率を下げるかしかないのではないかと思うのです。例えば林道整備や路網の整備に充てれば喜ぶのではないかと思うのだけれども、例えば税率を下げるということは考えていませんか。水源環境保全課長

今、第3期の5か年計画ということでやらせていただいています。その際、平成29年度、この超過課税の延長をお認めいただいたときには、先ほど申し上げました税率でやらせていただいております。

今後、第4期の実行5か年計画というものの検討に入っていかなければならないわけですが、今、委員からお話しになりました、最終目標を達成するために何か新たにやらなければいけないことがあるのか、また、今までやってきているところで事業量的に積み残しがないのか、そういったことも検討しなければいけないと思います。逆に、進捗がうまくいったので、そこについては見直しをするものもあるかもしれません。そういった中で、事業費全体がどのくらいになるのかというのを見ながら、4期計画の中での税収規模がどのくらいになるのかということは、併せて検討していくものと考えています。

亀井委員

超過課税なので、是非県民に負担をかけないように、当初の金額だと40億円ということでしたので、その中で、できたものはしっかりと整備をする。新たな金が出てきたときには、そういうことに取り組んでいくということかと思うので、是非そのめり張りをお願いしたいと思います。

税率を下げるとなったときは、結構大変な手続が要ると思いますが、どのような手続が必要なのですか。

水源環境保全課長

税率の作業については、総務局の所管になってまいりますので、総務局と調整をしてみたいと考えています。

亀井委員

それも把握しておいていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

今現在、森林をお金、時間をかけて整備をされているところですが、これは私有林の整備だと思いますが、しっかりと整備ができた後に、この所有者が、資産価値が上がったから、売却してしまおうかというような、利ざやを稼ぐわけではないのだけれども、そういうことは県民の税金でやった部分ということで、何らかの歯止めをかけなければいけないかと思っているのですが、それについてはどのように考えていらっしゃるのですか。

水源環境保全課長

まず、現在おっしゃられた私有林ということで、土地所有者の方からお借りをして、税金を投入して整備をさせていただいている。その後お返しするという形になります。お返しする際には、協定を結ぶ際に、お返しした後の転用の

一定の期間は縛りをかけさせていただく、そういったようなことをやらせていただいております。

また、経済的価値が上がるのではないかというお話ですけれども、いわゆる森林の持っている公益的機能、水源涵養機能であったり、二酸化炭素を吸収したりとか、そういった公益的な機能の向上はあるかと思うのですが、森林を整備することによって、例えば土地の価格が上がるとかということは、なかなか想定しづらいと考えております。

亀井委員

そこは課長と意見が違うところかもしれないです。多分、価値が上がると思います。それを買いたいと思う人が出てくると思う。需要が多分高まるのではないかと思います。

それはいいとして、これは20年の期間でやるということになっているのですが、20年が終わった後をどのように考えていますか。延期して、新たな使途としてということも考えなければいけないのか、それとも、20年かけた時間とお金をもって、しっかりとソフトランディングしていくということを考えているのか、どのように考えているのか具体的にお聞きしたい。

水源環境保全課長

県では林道の近くの人工林については、切って流通させるというような資源循環という形での整備を行っております。それ以外の森林につきましては針葉樹、スギやヒノキを間伐した後に、そこへ広葉樹が生えてくる、針広混交林と呼んでいますけれども、そういった森に移行させるような整備を行っております。こうした整備をすることによりまして、大綱期間が終わった後には、手を余りかけずに良好な森林の状態が保たれる、そういった森林を目指して今、整備を進めているところでございます。

ただ、これを維持するために、どういうふうにそれが遷移していくのか、こういったことは巡視等を行っていきながら、状況を確認する必要があると考えています。

また一方で、大綱期間の間、現在も森林に影響を与えているシカの管理等にも力を入れておりますけれども、この大綱期間が終了したときに、例えばこのシカの生息状況がどうなっているのかも慎重に見極めなければならない課題と考えています。

いずれにいたしましても大綱期間、残り8年となってまいりましたので、今後は現在取り組んでいるこの森林整備、こういったものを着実に進めていく、そういった中でも目指していくものがきちっと達成できるようにやっていく。その中で、大綱期間終了後に、その達成されたものをどういうふうに保全していくのか、こういった在り方についても、併せて検討してまいりたいと考えております。

亀井委員

森林整備後に売却によって、手放されてしまうことが心配だと話したのですが、協定を結ぶと言っていましたけれども、協定の具体的な中身はどのようなものですか。

水源環境保全課長

協定の中身でございますけれども、いろいろな協定があります。一番代表的な水源林整備協定というのを例に申し上げますと、一定の面積の、基本的には今荒れている森林を所有者からお借りをするという形になります。その中で、その所有者の森を、こういう形で整備をしていくということをお示しをして、それについて同意を頂くという過程を経まして、具体的には先ほど申し上げましたが、広葉樹と針葉樹が混同している森林、そういった形への整備をしていくということで、その整備内容とお借りする期間というものを協定で定めております。

亀井委員

その協定というのは、要するに、県との貸与の話なのですか。

水源環境保全課長

いわゆる土地というか森林をお借りするという形では貸与ということになります。その間に、荒れている森林を整備をしていくという内容の協定になります。

したがって、お借りしているときには、大体そこに木がかなり生い茂っている状態、林内が暗くなっていて土壌が荒れているという状態の森林になりますので、それをお借りをして、間伐等を繰り返すことによって、下草が生えて、健全な森林に戻していく、そういった内容になっています。

亀井委員

そうしますと、私が懸念していたことが、性悪説の立場に立つわけではないけれども、県がそこまでして整備したものというのは価値が上がるわけだから、それを欲しいと思う人が出てくるし、売って、少し利ぎやを稼ぎたいということも自然ではあるかなと思うので、是非そういうところもケアしていただいて、民衆とのやり取りで民法上の話なので、それを禁止することはなかなか難しいけれども、県が今までかけてきたことの努力が報われるように、是非県民に、こういう形になって森林が水源環境に役立っているのだということが、ずっとお示しできるように、そこに視点を持って取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

次の質問ですが、農作業の受託・団地再生研修事業について、お聞きしたいと思います。

新たな担い手として、団地住民が参画する農業受託組織設立に向けて研修を行う農業受託・団地再生研修事業ということについて、お聞きしたいと思います。

まず、二宮団地を想定しているということなのですが、意向調査ではどのぐらいの対象者数を考えていますか。また、研修参加希望者数の見込みはどのように考えていらっしゃいますか。

農業振興課長

意向調査ですが、住宅供給公社の農業団地賃貸住宅の住民、約500戸を中心に実施をする予定であります。県の住宅公社の運営する二宮団地は、平成28年度から自然に恵まれた環境を生かしまして、農業体験や里山体験などの魅力アップを進めておりまして、団地で開催する田植えとか稲刈りイベントでは50人

を超える方が集まっている状況と聞いておりまして、公社からは農作業に興味のある方が多いと伺っております。

そんな状況ですので、研修参加の方は全て見込まれると考えてございます。

亀井委員

団地住民が作業する場所、農場はどこにあって、どのくらい団地から離れているのですか。

農業振興課長

研修生が携わる作業といたしまして、主に水田の関係の農作業の補助ということで考えております。小田原市を中心した酒匂川沿いの水田地域を想定してございまして、距離の関係では二宮団地と県西地域の水田の地帯、主に小田原市になりますが、直線として約5キロメートル、車での移動で約20分という距離になります。

亀井委員

20分という時間に関しては、ちゅうちょする人が出てきてしまうのではないかと心配するのですけれども、いかがですか。

農業振興課長

二宮団地の関係者との事前打合わせでは、距離についてもやはり話題になってございまして、移動には自家用車の使用が想定されるということで、この20分の距離につきましては、今回の事業実施について大きな支障はないだろうという御意見を頂いております。

亀井委員

少し距離があると私は思うのだけれども、心配ないということですので、その推移を見守りたいと思っておりますが、ここでの取組なのですから、どのくらいの期間を考えているのですか。

農業振興課長

今回、二宮団地の住民の方を対象に研修ということでございますが、来年度と、再来年度の2年間、まず研修を実施して、一定のスキルがある住民の方を育成していきたいと考えております。

亀井委員

2年目も同じぐらいの人数が集まるという前提はあるのですか。1回目聞いてしまったら次は出ないことはないのですか。

農業振興課長

基礎研修ということでまず考えてございますのは、10名程度は確保したいと考えております。したがって、再来年度も同規模ということなのですが、来年度やった結果、想定以上の方が集まれば、その方たちを中心ということで、そこは御希望を受け止めながら、柔軟に対応してまいりたいと考えてございます。

亀井委員

この事業は、全県への広がりということを考えないといけないと思っております。これもクロス施策で、県土整備局とはしっかりと連携をとらないといけないと思っております。今回は公社の団地ですけれども県営団地などもありますから、県営団地によっては、水田とか畑に近いところだっていると思う



のです。そうすると、全県への広がりというか、全県への展開は、どのように考えているのですか。

農業振興課長

今の段階では、今回の取組につきましては、県西地域の水田の担い手対策の一つとして実施するものということで考えてございまして、現段階で今、次の場所ということというような状況にはございませんが、委員御指摘のとおり、不足する農業の担い手を都市住民が支援するというで、一つのモデルになると考えてございますので、県土整備局にも情報提供しながら、今後の展開を考えてまいりたいと考えてございます。

亀井委員

高齢化の労働不足とか、担い手に関して団地住民が参画していただけるようにという趣旨ですと、全県展開というか、長い期間をかけて取り組まないといけないと思うのですけれども、それについては是非考えていただきたいと思いますが、具体的にどのようなことが考えられますか。

農業振興課長

今回、水田地帯ということかなり限定されるというようなことで考えてございまして、比較的規模の大きな受託をする法人の育成を想定しながら、そこへの支援としたいと考えてございます。ただ、広く見ますと、県営住宅の周辺等でも、いわゆる野菜などを作っている農家等も多くございます。その辺りの課題につきましては、今回、県営住宅の健康団地ということで、幅広く福祉、医療、あるいは保健、こういったサービスの拠点づくりということで聞いておりますので、そういった中で農作業との関わりが出てくれば、技術の支援ということで何ができるのか、その辺は今後の課題だと考えてございます。

亀井委員

是非、このモデル事業で終わりではなくて、せっかくこのような良い取組をするということであれば、是非長く、そしていろいろなところで行われるようにして、お互いに住んでいる方も、農業者もウインウインの形になるように、クロス施策で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問ですけれども、これは都市農業推進事業費について、何点かお聞きしたいと思います。

まず、補助対象者は県内の19市に生産緑地制度が導入された経緯について、お聞きします。

農政課長

19の市に生産緑地制度が導入された経緯ということでございますが、時代として昭和60年代に遡るわけですが、当時の時代背景としまして、地価の急激な上昇に伴いまして、宅地の需要と供給が非常にひっ迫していたということから、その対応として市街化区域内にある農地も、転用による宅地としての供給が求められたという状況でございます。

このため三大都市圏の特定市、県内でいいますと19のエリアが該当しますが、市街化区域内の農地につきましては、保全する農地と宅地化する農地、これを都市計画によって区分することとなりまして、平成3年の生産緑地法の改正によりまして、生産緑地として土地利用規制を強化した上で、その地区内

にある農地につきましては、例えば固定資産税等の農地課税、それから相続税等の猶予制度が適用されたということでございます。

亀井委員

市街化区域が設定されている九つの町においても、生産緑地制度が導入されると本事業の実施が可能であるということだったと思いますが、町に生産緑地制度が導入されていない理由は何でしたか。

農政課長

一つには税制上、市街化区域にある農地を生産緑地に指定していなくても、相続税等の納税猶予制度は適用されるということ、それから、もう一つは町側の話になりますが、市街化区域内の農地を生産緑地に指定しますと、固定資産税等が宅地並みの課税から農地課税ということになって、税収が減少してしまうといった事情があったものと考えています。

亀井委員

九つの町に生産緑地制度を導入してもらうために、県としてどのように取り組めますか。

農政課長

生産緑地制度が導入されますと、その農地を所有している農家の方にとりましては、固定資産税等の評価が農地評価に変わりまして、税負担が減るといったメリットがございます。また、納税猶予の適用を受けている農地の場合ですと、ほかの人に貸しますと、納税猶予制度については打ち切りになります。

ただ、昨年9月に施行されました、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づいて生産緑地を貸した場合は、納税猶予は打ち切られずに継続できるという格好になっています。

こうした生産緑地制度導入の効果ですとか、あるいは生産緑地法の改正の知識、こういったものを、町に対しましては丁寧に説明しながら、御理解いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

亀井委員

町にとっては固定資産税とか都市計画税が減収してしまうと思うのだけれども、説得できますか。

農政課長

税収の減収ということですが、国土交通省等の説明の中では、税収の減収分については交付税によって措置されるような話もありますので、まるきり減ってしまうという話ではないと思います。

亀井委員

それで説得できますか。

農政課長

最終的には町の判断ということになりますが、農政の立場としましては、農業者の農業経営の安定化というようなことで、いろいろと現実に留意しながらやっていきたいと思っています。

亀井委員

今、町の話聞いていましたけれども、これ政令市も含めて横浜市、川崎市も同じような事業があると思うのです。なおかつ、その市によって、生産緑地

制度の適用など、制度に対する考え方の違いがあるのではないかと思うのですけれども、それはどのように考えていますか。

農政課長

生産緑地制度の運用ということで話をさせていただきますと、例えばその改正生産緑地法に基づきまして市が条例を制定しますと、指定面積要件引き下げが可能になるということで、これに関しましては、既に制定した市もございまずし、検討中ということで、そういう意味では取組の差というものはあるわけですが、全体的な制度の運用という面からは、それほど大きな違いはないのではないかと考えております。

ただ、市街化区域内の農地、生産緑地に対する支援とか事業の実施という面から考えますと、市によっては市街化調整区域に多くの農地を抱えているところもございまずるので、支援等につきましてはいろいろと事前説明等の中で市から伺っております。

亀井委員

今度は、この事業執行方法の話を知りたいのですけれども、事業実施後に要件農地が生産緑地でなくなってしまう場合、この事業をそのまま実行できるのか、途中で終わってしまうのですか。

農政課長

事業を実施した後に生産緑地でなくなった場合ということでございますが、これは事業の実施によってどのような設備等を整備したか、これによって変わってきます。それは、整備したものによって、農業機械とかということであれば、耐用年数7年でございまずるので、その7年間はしっかりと整備した農業機械を使用させていただくというのが補助の目的でございまず。

仮に、その7年間のうちに生産緑地にしなかったとか、解除したとか、そういった話になりますと、場合によっては補助金の返還をお願いするような形になります。

亀井委員

農業機械という話が出たので、トラクターが営農に貢献する設備ということで、資料に写真が載っているのですが、思ったのですけれども、軽トラックなんかどうでしょうか。軽トラックは、荷台に荷物が運べるのはもちろんそうなのですけれども、もし軽トラック買ってしまったら、いろいろ買物にも使ってしまうかなと思ったのですけれども、これは事業費として計上できるのですか。

農政課長

軽トラックということでございまずが、非常に汎用性のある機械ということでございまず。主に軽トラックにつきましては、肥料ですとか、それから農業資材の運搬、さらにはその収穫した生産物の運搬等にも使われますので、一応この事業の中では、農業に貢献する設備ということで対象にしております。

亀井委員

最後に、この事業ですが、いつまでやる心づもりでいらっしゃるのですか。

農政課長

この事業でございまずが、生産緑地の保全ということを一番の目的に実施している事業でございまず。特に平成34年になりますと、県内の多くの生産緑地

が、指定終了を迎えるということで始めている事業でございます。予算上の事業期限としましては、平成30年度、平成31年度、2箇年ということでございますが、その先につきましては、この2箇年の事業の実施状況を踏まえて、さらに延長するということが、我々としては進めていきたいと考えています。

亀井委員

2022年問題が、念頭に置かれている中であって、少なくとも2021年とか、2022年はそのまま継続するということは考えていないのですか。

農政課長

あくまでも予算上の事業期限が2年間ということになっているだけでありまして、当然、特定生産緑地への指定というのは平成32年、平成33年ということで大きく動き出しているということで、そのためにも事業については継続してやっていきたいと考えています。

亀井委員

次は、林道改良事業、玄倉林道について何点かお聞きしたいと思っています。

まず企業庁の発電所が停止していると聞いていますが、発電所が稼働できないことによって、収入減が結構あるのではないかと思うのですが、企業庁の所管になってしまうものですが、どのぐらいの収入減になりますか。

森林再生課長

11月の玄倉ダム、玄倉第2発電所付近の林道が崩壊いたしまして、今、第2発電所と玄倉ダムを取水源として、玄倉第1発電所の稼働ができなくなっています。それによる収入減ですが、これまで伺っている中では、玄倉第1発電所が年間約2億8,000万円、第2発電所が約2,000万円、合わせて3億円となっております。

亀井委員

3億円の収入減ということなので、早期にこれは復旧をしなければならないと思いますけれども、その復旧の計画と、結構狭い道を工事しなければならないと思うので、その工事の手法に関しても、工夫しなければならないかと思うのですが、その2点について、どのように考えていますか。

森林再生課長

復旧の具体的な進め方ですが、調査の結果、崩落箇所の斜面が想定した以上に広い範囲で岩盤が欠落してございます。その関係で、非常にかなりこの場所の道が狭い、きめ細かい作業をしなければいけないということで、今現在3年ぐらいはかかってしまうと想定してございます。

具体的なやり方といたしましては、切った岩盤が発電所に飛散してしまっただけではないということで、落石防護の処置をした上で、また斜面を切り取るのも無人の重機を使い、ワイヤーロープでつるして切り取るという非常に細かい作業、注意しながらやらないといけないという状況になっております。

費用につきましては、昨年3月の環境農政局長と企業局長との間の協定によって、折半でやらせていただくということになっておりますので、できるだけ早く対応していきたいと思っております。

亀井委員

3年間ですから、9億円ぐらいの収入減になると思いますけれども、是非迅

速にお願いしたいと思います。

今回の復旧工事が終われば二つの発電所は再開するということによろしいのですか。

森林再生課長

企業庁から、今回の復旧工事が完了すれば、玄倉ダムを取水源としております第1発電所については、再開をするものだと伺っております。しかし、第2発電所は、さらに上流にある熊木ダムから水を取水しているものですから、熊木ダムに至るまでには林道と、その先に国の管理している治山作業道を通り抜けていく必要がございます。その国の治山の作業道が、今年の台風で一部崩落等が出ておりますので、そういったものはこの工事が完了しないと復旧工事にかかれぬということ、第2発電所の稼働については、まだ見通しが立っていないという状況でございます。

亀井委員

第2発電所の方が遅くなってしまうわけで、再開に向けて、国有林もあるという話なので、調整も含めてどのように進めていくのかお伺いします。

森林再生課長

今現在、把握している被害としては、斜面崩落が1箇所と、のり面の陥没が1箇所の合計2箇所になってございます。作業道を管理しております東京神奈川森林管理署とは、これまでも連携を密にして、状況等を確認しておりますが、今後引き続き、今回の復旧工事の進捗状況を説明した上で、完了後速やかに作業道の復旧を進めていただけるよう、企業庁と連携しながら協議等をお願いしてまいりたいと考えてございます。

亀井委員

企業庁との折半ということですが、是非迅速に進めていただくことを要望して、私からの質問を終わります。